

於ては吾人新式蒸溜業者は、最早一日も隠忍を許されなくなつたことを足下に告ぐるものである。

而して足下は庫出税制の根幹たるべき3ヶ月後拂を固執する事なく言を曖昧にして翌月拂を是認し、表面的單純なる庫出税制

を全國酒造家に承認強要せんとするが如きは足下こそ總會の決議を尊重せず獨斷越權の沙汰と云はざるを得ず。

吾人は茲に足下の措置、言明を極めて遺憾とし、敢而足下の反省を促すものである

庫 出 課 税 に 反 對 す

下 岡 正 人

1

庫出課税問題を可決せる、全國酒造聯合會中央會なるものは、如何なるもので、又其の決議權を有する代議員なるものは如何なる人達であるか？

之に對する明快なる答辯は、業界に於ける此の問題を是非する新聞紙の論調が充分盡してゐると思ふ、この間の消息を深く省みる時は、一旦議決せられた議案を擱へ來たつて、その根本に溯つて論及しても決して組合の統制を亂るものでもなければ、又異端者視される筋合のものではないと強く信するものである。

我々一小酒造家が、此の中央會なる機關を通じて爲し得る意志表示は如何程の量であるかと考へるに、我々が國家の一員として議會に反映せしめ得る、それよりも更に困難なりとせざるを得ない。

此の僅か壹萬足らずの會員を構成分子とする中央會に於て、直接議案を煉る代議員は、いづれも人望ある人格者で、勿論業界に於ける練達の諸士ではあらうが、毎度の大會に如斯く盛り澤山の議案を短時間の間

に、仔細に検討し盡し得るものとは考へられない、我々一般酒造業者の聲を正しく聞いて簡明に、其の大要を把握して卒直に言はんとする處を貫徹せしめんとするだけの誠意があるだらうかと問ふに、心から然りと言ひ切る丈けの信念を有つてゐる代議員が幾人あらう。又其の誠意は十二分にあつても、之を充分咀嚼吟味して落付かしむべき處に落付かせしめる力量手腕に於て、頼むに足る人達であらうかと言ふに、之亦随分と疑問である。

所謂人格者で、地方に於ける財産家の如く那樣である之等の代議員の大多數は、決して才幹識見の優れた者のみ選ばれてゐるのではない。

細胞も日が経つと老廢物質が貯つて細胞それ自體の生命を危くする、組織も長年月を閱すと腐敗分子が組織の崩解作用を促進する様になる。

仍で粕理屈を憶面も無く捏ね廻す小慧しい一言居士の徒輩が横行濶歩して手前味噌を擔ぎ出す、之等こそ中央會を汚濁するバチルスであつて、彼等輩に全國壹萬の酒造

家の安危を擔はしめ、持ち合はさぬ抱負と穿き違つてゐる誠意に頼らんか、百年河清を待つ愚に等しいと斷すべきであらう。

彼等は中央會の威嚴を守る事を知つて、之を構成する一般酒造家の安寧幸福を念願とすべき根本精神を忘れ果てたかの觀がある。中央會と云ふ大伽藍に眼が眩んで、其の金箔の只管剥けざらん事にのみ汲々として、此の組織の最下層に在る蔭れた礎石のグラ付くのに氣が着かぬ。

2

庫出課税の純理論的究明を爲すには自から他に人があらう、我々同業者は間接消費税本來の性質を常識以上に亘つて、即ち専門的に研究し得る者でもなければ又するの要もない、只之の結果、我等の利害關係に及ぼす處と比較研究すれば足る、中央會の主眼とすべき點も亦懸つて此處にあるものと信ずる。

間接税本來の意義である税の消費者への圓滑なる轉化の行はれぬ處に、現代酒造業者の悩みがある。これが爲めに酒專賣案が現れたり、或又従價課税論（日、釀、雜、第25第9—11月木村氏）等が飛び出したりするのである。

政府は税金を澤山徴りたいのである、そして其の徴税の基礎を安固ならしめたいのである。然し之は酒造家の桔となり、免れんとしても免れ得るものではない、現行法の酒造税納期に關しても種々と考究されたけれども、現行法に代る如何なる妙案も出て來ぬ、徴られねばならぬ税金と云ふ重荷を脊負つて、如何に肩を揺ぶつて見たとこ

ろが覆さつた重味は變らぬ、そこで同じ消費税仲間に眼を向轉けた、そこに織物消費税があつた、砂糖消費税があつた、彼等の庫出課税と云ふ奴はと碌々研究もしないで苦しまぎれに飛び付いたものが之の庫出税ではあるまいか。

酒の特殊性を知るものならば、又もう少し冷靜に一步退いて總ての場合を篤くと考へたならば、自分の手で自分の首を絞め上げる様な今日の破目には陥らなくて済んだであらうに。

此の庫出課税が第14回酒造聯合會中央大會可決にせられてから、植村氏（日、釀、雜、昭和3、8、）小野寺氏（日、釀、雜、昭和3、3、）木村氏（日、釀、雜、昭和3、6、）等の相當聞くべき反對論が公表されて居る、之等に比して只抽象的言辭のみを弄して、大聲叱呼してゐる庫出税賛成説の如き、その理由の貧弱ににして意味を爲さざる誠に笑止千萬の至り、齒牙にかくの要を認めぬ、例へば全國酒造聯合大會第15回總會（昭和3、5、）に於てなされたる、庫出税實施促進の件の理由書を掲ぐれば。

酒造税法第6條庫出税=改正スルハ一般酒造業者ノ希望スル所ニシテ既ニ去ル第14回定時總會ニ於テ可決確定シタルニ未ダ是レガ實施ノ機運ニ至ラザルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ、思フニ經濟界ノ不振ハ益々深甚ヲ極メテ其ノ底止スル所ヲ知ラズ從ツテ生産ハ過剰シ需供ハ其ノ均ヲ失シ市價ハ暴落シ當業者ノ苦痛是レヨリ甚キハナシ、此ノ難局ヲ打開シ以テ相互ニ營業ノ目的ヲ達シ、併セテ共存共榮ノ美果ヲ得ント欲セバ庫出税ノ實施ヲ促進スルニシカズ依ツテ本組合

ハ決議ニ依リ茲ニ本案ヲ提出スルモノナリ

(栃木、山梨、廣島縣酒造組合)

この淺薄にして皮相の見解に對しては批評の限りではない、庫出課税は業界濟度の金科玉條と思ひ込みたる妄想正に噴飯に値するものがあらう。

3

以上の如き古きものに就いて反駁を加へるよりも、最も新たに庫出課税なさざるべからずとなして、黄金井中央會長より全國酒造組合長並に酒造組合聯合會長に宛て其の重大なりと稱する理由を掲げて之が實現に結束を促したる全文を掲げて批判是正する事にする。

拜啓 時下愈々御清適奉賀候陳者酒類庫出課税制度の實現方に付ては當業者多年の宿望として過般の總會に於ても満場一致可決せられ且つ政府當局に在りても亦現行の四期分納に因る弊害を除去せむとする當業者一般の希望を實現せしむべく目下夫々審議研究中に在るは洵に御同慶の至りに存候申す迄もなく中央會が多年庫出課税制度を要望し來りしは

1、酒類の濫賣を爲す者續出し延て常に酒價の著しき値下げとなり之が爲一般當業者の蒙るべき損害額は現行法に依り或る期間若干の税金を利用するの利益よりも遙に多大なるものあること

2、資金の運轉上税金を利用する向に在りては酒類の需要如何に拘はらず無理なる造石をなすに至り一層濫賣の弊を助長すること

3、庫出未濟の酒類に對し殊に毎年三月以降の持越酒に對しては多額なる税金の立替納附を爲すの要あること

等を主たる理由とし業界の大局に鑑み速かに庫出税制を實現して之が弊害を不合理さを除

去し業界更生の途を拓くへしと決したる次第に有之候然るに近時傳ふる所に依れば毎年の總會に於て本決議の爲されたる際には何等異説を唱ふるこそなかりし一部の新式蒸餾業者が多年現行法の下に比較的多大の税金を利用し逐次其の造石數を増大し來りしものなるの故を以て庫出税制の實現を陰に陽に種々なる手段に訴へて之を阻止せむとするの態度に出で或は各地方に檄を發し或は新聞紙上を利用し又は各地に遊説して反對方の勸誘に努むる等劃策到らざるなきものあるやに仄聞致候右の如きは全く中央會の決議を遵守するの誠意に乏しく且つ甚しく團體の統制を紊すの結果を招來すべき行爲とも察せられ深く遺憾とする所に御座候就ては此際速かに貴管各組合員に對し遍く叙上庫出税制の促進を決議するに至りし本來の精神を充分に徹底せしめ徒らに一部少數なる反對論者の煽動に附和雷同するが如きことなく斷乎として庫出税制の實現を期し得る様特に御配慮相煩はし度此段得貴意旁如斯に御座候 敬具

追て目下の所大藏省當局の庫出税實施に對する方針の大要は大體別紙の通り承知致居候條御舍置相成度此旨申添候

當局にて審議中に係る大要

1. 酒類庫出税制の實施は歲入年度の都合上4月1日より實行すること

從て施行最初の酒造年度自10月至3月新酒の庫出石數に對する納税は大體從來の納税期なる7、10、2、3月に分納すること

1. 裝成石數に對する現行の法定率引又は貯藏減量は之を其の儘とし最後の庫出となりたる月に於て差引計算をなすこと

1. 庫出石數は毎月初旬に於て前月中の石數を夫々申告を求め之に對し課税すること

1. 翌々酒造年度に持越すべき酒類に對しては翌酒造年度の9月中に庫出したるものと看做し課税すること

1. 納税擔保は庫出の翌月納税の場合は現行法通り1石に付7圓の割合の儘とすること

1. 庫出課税は原則として出したる翌月末日迄に納税を爲すこと

(附記) 此の點に付ては中央會として相當期間の徴收猶豫を規定せられたきこと及施行初年度に在りては法改正の爲特に納税資金の調達に支障を及ぼす業態の向に對しては特に政府に於て一般的に適切なる緩和の方針を講ぜられむことを要望中なり

1、一酒類の濫賣が庫出課税によつて無くする爲めに、現行法に依り或る期間若干の税金を利用し得る利益より遙かに多大である云々

庫出課税になると濫賣が無くなるか?これは中央會幹部の一大錯覺であらう。

庫出税施行を一紀元として、現金賣買が即時に行はれ得るものであらうか、如何に資本主義の前には因襲慣習は蹴し飛ばされるものであるとは云へ、三百餘年間の酒取引が現金建になり得るものであるか如何か今更禿筆を煩はすの要が無い。

特に地方に於いて、春繭は庫出税にならうがなるまいが春で無くては出来まい、米は庫出税になつても毎月自由に穫れるものではない、10月を待たねば實つてくれまい人爲で天候を支配せんとしてか、或は組織の力を過信してか、この嚴然たる事實の前に、これは亦言語同斷の想と云ふべきである、一般農家の大勢は、米を措いて他に確定的収入が常時あるものと考へるのであ

るか而も、餘猶綽々の農村ならいざ知らず今日の不況に生命線上に没入すると迄言はれる地方農民階級に厘餘の餘力が猶在るとでも思つてゐるのであるか、庫出税にならうとも全國酒造家の80%は、舊來の盆と節季の二大清算の定石によつて回収をせねばならぬと見るのが先づ至當ではなからうか、その賣上回収さへ豫期の結果を裏切られて來た數年來の酒造界である、庫出税施行の曉、その期間の税金立替へは絶對的に不可避のものである、この間の税金の立替に困らぬ造酒家なら、現行法に於て原價を割るが如き濫賣は致すまい。

見當違ひも甚だしい、これでは益々濫賣を助長せざるを得なくなるではないか。

これを稱して、現行法に依り或る期間若干の税金を利用するの利益より遙かに大なるなどは、白を黒と言ひくるめるで無くて何んであらう。

それとも、斯かる群小酒造家は1日も早く自滅せよと、9寸5分を突き付ける所存であるのか、同業の半病人に治る方法を忘れて毒藥の注射を急ぐと云ふなら天人共に許さざる處、余も亦言ふを避ける。

2、一資金の運轉上税金を利用する向に在りては需要關係を無視せる増石をなし云々

今日、全國に此の税金利用否活用せない酒造家が何軒あると思ふか、書かんが爲めに筆を舞はすなら兎も角、驚く可き妄言と言はざるを得ない。

酒造業は世間態や、見榮でする仕事ではない、利潤を追ふ一つの商賣では無いか、かゝる問題を重要な理由とするの庫出税

なら始めから一顧の値も無いものである。

これを悪用せざるを得なくなつて増石に亞ぐに増石を以てしてもそれには自から制限がある、如何に血迷ふた業者でも前途に市況好轉を豫期した數年前ならいざ知らず今日敢て増石をなすの勇氣も無いがそれに相應する資金の融通も利かぬ。

1寸を1丈と見誤つては會の大幹部も務まるまい。

この遺纒の綻びかけた命旦夕に迫つた少數の者なら、大衆の利益の爲め、或は血涙を吞んで、その犠牲を拱手傍觀するも蓋し止むを得ない時世もある、之等は何時の時何時の世にも在るもので、強いて一般酒造家には百害あつて一利なき庫出税實施を待つ迄も無く運命の路を辿るであらう。この不治重症患者を捉へ來つて健康體と同列の下に月旦するが如きは、議論の標準を如何處に置くべきかの見境も付かぬと言ふべきであらう。確かに玉石混交の誹を通り越して彼等の腦力尙健在なりやと反問せざるを得ない。

3、一庫出未済の酒類に對し特に毎3月以降の持越後に對して多額の税金の立替納付をせねばならぬ。一

3月以降の持越酒に對して多額の税金云々の多額の文字を何故用ひたか、多額か少額か過古の統計表を繰つて見て、これを重大なる理由となして良心に恥じぬのか承り度い、組合幹部なるものは、全國藏出高等に眼を通す事は無いのか、言はんが爲めに言ふ論に對して只“笑殺”なる一句を呈上し

て置く。

以上を重大なる理由と掲ぐる事は、立派に庫出税が酒造家に對して利益ならざる理由として其の儘返上申上げる。

4

4月1日を以て庫出税に切り變へたる時その前酒造年度の未納税金を、從來酒造家が國家に忠實に納税の義務を履行し來たる功績——當然の事ではあるが——に對して十年年賦の如き——今日の政府の非募債方針と財政逼壓の折柄出來ぬ相談ではあらうが——特別便法でも可能であるならば、酒造業者も一息つく所であらうが、これも出來ぬ、而も附帶條件の3ヶ月猶餘も翌月拂ひを元則とする事になると云ふ、加之、稅務署の煩はしき検査は更に深刻度を増すであらう？

庫出税となつて一體酒造家は何を得る事になるか、

昨日の説を今日も亦固執せねばならぬとする中央聯合會の面目が大切であるか、我々の死活問題が重大であるか、是非自から明なるものがあらう。

金融に事缺かぬ銘醸大酒造家が優勝劣敗を人爲的に促進せしめ庫出税なる試練に濾過して一般酒造家の激減を策するならば、それは今日財界不況を人口過剰なりとして一般民衆を饑餓戦線に抛り出すのと何等異なる所はない。若しこの庫出課税の鐵鞭にして一度び上らんか、三百年堅實と豪華を以て誇りし業界も死屍累々として散を亂し斯界の山野は爲めに鮮血を以て彩られる事であらう。